

～個人情報保護制度が変わります～ 森林簿の開示請求手続きにも変更があります！

令和5年4月1日から

令和5年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」が地方公共団体にも適用されることとなります。三重県では、「三重県個人情報保護条例」を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を規定する「三重県個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定しました。これに伴い、個人情報保護制度に基づく開示請求の手続きにも以下のとおり変更がありますので、何卒ご了承ください。

必ず文書で開示決定通知をさせていただきます (即日開示はできなくなります)

これまで条例で認められていた即日開示(口頭による開示決定)ができなくなり、必ず文書で開示決定通知をさせていただきます。
保有個人情報開示請求書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内の開示決定通知となります。

開示請求できるのは本人・相続人のみとなります

法律では個人情報「生存する個人」に関する情報とされているため、三重県が保有する死者に関する情報について、これまで条例で認められていた遺族への開示ができなくなります。

※相続人へは相続人本人に関する情報として開示ができます。
(遺産分割協議書等の証明書類を提出いただきます。)

手続きに係る書類も変わりますので、 開示請求をご希望の場合は事前にご連絡ください。

具体的な手続きについてはお問い合わせをお願いいたします

森林簿・森林計画図に
関するお問い合わせ

情報公開制度に
関するお問い合わせ

三重県情報公開課
059-224-2701

三重県森林・林業経営課：059-224-2564
四日市農林事務所森林・林業室：059-352-0655
津農林水産事務所森林・林業室：059-223-5091
松阪農林事務所森林・林業室：0598-50-0568
伊勢農林水産事務所森林・林業室：0596-27-5265
伊賀農林事務所森林・林業室：0595-24-8142
尾鷲農林水産事務所森林・林業室：0597-23-3504
熊野農林事務所森林・林業室：0597-89-6134